

一般財団法人北海道剣道連盟定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人北海道剣道連盟と称する。

(事 務 所)

第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市豊平区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、道内の剣道連盟の総合的組織として、剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ）の普及発展に必要な事業を行い、もって広く道民に剣道精神を涵養し、併せて体位の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、北海道の区域内において、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 剣道の大会、講習会、錬成会その他の催しを開催し、及び他の行うこれらの催しに協力すること
- (2) 国際的又は、全国的規模の剣道大会へ選手及び審判員を派遣すること
- (3) 剣道の段級位の審査及び審議を行い、並びに財団法人全日本剣道連盟に対して段位を推薦し、及び級位を付与すること
- (4) 剣道の指導員及び審判員を養成し、その資質の向上を図ること
- (5) 青少年剣道の育成のための講習会、錬成会その他の催しを開催し、及び他の行うこれらの催しに協力すること
- (6) 加盟団体相互の連絡融和と強化発展を図ること
- (7) 剣道の普及振興に関し、功労のあった者、及び全国的大会において優秀な成績を取めた者を表彰すること
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 市、区、町、村単位又は二以上の市、区、町、村を単位として結成された剣道団体で、この法人の目的に賛同するものは、この法人の加盟団体となることができる。

(加 入)

第6条 加盟団体の加入は、理事会及び評議員会の決議によって決定する。

- 2 加盟団体は、加入の際に、理事会及び評議員会の決議によって定める入会金を納めなければならない。

(負 担 金)

第7条 加盟団体は、毎事業年度、理事会及び評議員会の決議によって定める負担金を納めなければならない。

(入会金及び負担金の不返還)

第8条 加盟団体が、この法人に納めた入会金及び負担金は、脱退、解散又は除名の場合においても返さない。

(権利及び義務)

第9条 加盟団体は、次の権利を有し及び義務を負う。

- (1) 権利の保有
 - ア この法人の事業たる大会、講習会、錬成会等へ参加すること
 - イ 段位及び称号の審査を申請すること
 - ウ 別に定める規定に従い所属会員の級位の審査を行い、及び登録を申請すること
 - エ 審査員、指導者及び講師の派遣を要請すること
- (2) 義務の負担
 - ア この法人の定める諸規定の各条項を尊重し、これに従うこと
 - イ 財団法人全日本剣道連盟の統括する剣道団体以外の剣道団体会員となることができないこと

(資格の喪失)

第10条 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名
 - 2 加盟団体は、この法人から脱退しようとするときは、脱退届を提出しなければならない。
 - 3 加盟団体が次の各号の一つに該当する場合は、理事会及び評議員会において、それぞれ出席者の3分の2以上の決議をもって除名することができる。この場合において、理事会及び評議員会の議長は、当該加盟団体の代表者に弁明する機会を与えなければならない。
 - (1) 負担金を2年以上納めないとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為があったとき
 - (3) その他、この法人の加盟団体として不相当と認められる行為があったとき

第4章 資産及び会計

(基本財産)

第11条 この法人の目的である事業を行なうために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第14条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてその内容を報告し、第3号及び第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 公益目的支出計画実施報告書
 - 2 前項の書類のほか、監査報告書を事務所に5年間備え置くとともに、定款を備え置くものとする。
 - 3 公益目的支出計画実施報告書については、一般の閲覧に供する。

第5章 評 議 員

(評 議 員)

第15条 この法人に評議員36名以上40名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になった者も含む）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の半数が出席し、その半数を持って行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任 期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第18条 評議員には、報酬を支給しない。

第6章 評 議 員 会

(構 成)

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他、評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第21条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第22条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第23条 評議員会の決議は、決議について利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項

(議 事 録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名の記名押印をするものとする。

第7章 役 員 等

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 31名以上35名以内
- (2) 監事 2名以内
 - 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副会長及び専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるこの法人の業務を分担執行する。

- 4 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、この法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べること
- (4) その他、法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第31条 理事及び監事に対し、その職務の執行の対価として、理事会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(顧問及び参与)

第32条 この法人には、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の決議により選任する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し会長の求めに応じ、参考意見を述べることができる。
- 4 参与は、この法人の事業の運営に関し、会長の諮問に応じる。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。

(事務局)

第33条 この法人には、その業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他所要の職員を置き、会長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 職員の服務及び給与については、理事会の定めるところによる。

第8章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 次の各号の一つに該当する場合には、会長は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - (1) 会長以外の理事から会議の目的事項を示して、会長に招集の請求があったとき
 - (2) 法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、開催することができる。

(決 議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 27 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

(議 事 録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名しなければならない。

第 9 章 部 会 及 び 委 員 会

(部会及び委員会)

第 41 条 この法人に、居合道部会、杖道部会、その他必要な部会又は委員会を置くことができる。

- 2 部会又は委員会の設置及び組織運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第 42 条 この法人の目的及び事業を賛助しようとする者は、賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員は、毎年理事会で定める賛助会費を納めなければならない。
- 3 賛助会員の加入退会に関し必要な事項は、理事会の決議で定める。

第 11 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

(解 散)

第 44 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第 46 条 この法人の公告は、電子公告による方法とする。(<http://www.hokkaido-kendo.com>)

2 事故その他の事由で電子公告ができない場合は、官報による。

(附 則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定法等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 12 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 名誉会長及び名誉会員は、従前の規程による。

4 この法人の最初の代表理事は、山下廣勝とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

高橋 勉	伊藤 弘毅	渡辺 紀男	高倉 秀明	福田 省三	谷江 篤
佐藤 真吾	谷本 一登	阿部 順一	井田 知己	工藤 洋一	津村 善寿
後藤 言行	近藤 勝己	葛西 良紀	生田 義之	服部 芳文	中村 國昭
渡部 博嗣	小原 強	蔭川 一雄	開発 法起	小林 保	吉田 博幸
庄崎 裕史	金田 周	内田 圭治	三好 義宣	寿浅 章洋	西代 義男
加藤 清次	山田 良昭	布施 正	會田登美雄	五十嵐利三	藤原 康弘
大集 民夫	西内 光雄	南 一人	白坂 雄一		

6 この定款は、一般財団法人の登記の日、平成 22 年 8 月 11 日から施行する。

別表 1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第 11 条関係）

財 産 種 別	場 所・物 量 等
投 資 有 価 証 券	国債 20,000,000 円